

災害発生時における避難行動要支援者に係る安否確認体制について

災害発生時には、豊中市から校区福祉委員会及び民生・児童委員を通じて、避難行動要支援者の安否確認を実施する必要があります。

ローレルコート新千里東町あかしの丘では、次の方法・体制で安否確認を実施することとします。

- 1 方法 : 「無事です」のマグネットシートにより、全戸の安否を確認する。
(マグネットシートが貼られていない場合は、ドアチャイムを鳴らして、居住者に直接確認する。)
- 2 体制 : 管理組合理事と自治会役員全員が、分担して確認に当たる。
(管理組合理事12名と自治会役員11名の合計23名で221戸を分担)

このような方法を採用する理由は、以下のとおりです。

- ① 各番館に入館できるのは、当該番館の居住者だけであること。
(民生・児童委員や一部の役員だけでは、対応が困難)
- ② 災害はいつ発生するかが分からず、仕事、旅行、用事で出かけていることもあるので、安否確認はできる多数の人で実施することが望ましいこと。
(安否確認は一定時間内に完了させなければならないので、不在時には不在者をカバーできる体制が必要)
- ③ 安否確認は、極力、垂直移動をせずにすることが望ましいこと。
(安否確認が必要な事態(豊中市で震度6弱以上の地震)では、停電のためエレベータが停止している可能性が高く、階段の上り下りが最小限にすることが必要)
- ④ 安否確認の担当する期間を明確にしたこと。
(管理組合理事又は自治会役員の任期中とすることで、期間の明確化が可能)
- ⑤ 全戸確認とすることで、個人情報に記載されている避難行動要支援者名簿を取り扱う必要がなくなること。
(守秘義務のある個人情報の漏洩を防止が可能)

【参考】避難行動要支援者に係る安否確認の根拠

災害対策基本法 市町村防災計画の作成（第42条第1項）
避難行動要支援者名簿の作成（第49条の10第1項）



豊中市地域防災計画 避難行動要支援者名簿の作成
〔第2編 災害予防計画
第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）
第7節 要配慮者支援体制の整備
3 要配慮者対応〕



豊中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）
～ 災害にも強い福祉のまちづくり ～

【参考】避難行動要支援者とは

- 1 65歳以上の単身世帯で、介護保険法に定める要介護1又は2並びに要支援1又は2の認定を受けた者
- 2 介護保険法に定める要介護3、4又は5の認定を受けた者
- 3 身体障害者手帳所持者（児）
 - ①視覚障害（1級又は2級）
 - ②聴覚障害（2級）
 - ③上肢機能障害（1級又は2級）
 - ④下肢機能障害（1級又は2級）
 - ⑤体幹機能障害（1級又は2級）
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級所持者で単身者
- 5 療育手帳A所持者で単身者
- 6 難病患者
 - ①特定医療費（指定難病）の受給者であって常時、人工呼吸器を装着する者
 - ②小児慢性特定疾病医療受給者であって常時、人工呼吸器を装着する者
- 7 前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長が特に必要と認めた者

ただし、これらの要件に該当していても、下記の施設入所者にあつては名簿登載者から除外します。

- 1 老人福祉法に定める有料老人ホーム（その内、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム）、特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、養護老人ホーム
- 2 介護保険法に定める認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
- 3 社会福祉法に定める軽費老人ホーム（その内、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム）
- 4 障害者総合支援法に定める障害者支援施設、療養介護、体験利用に係るものを除く共同生活援助（グループホーム）及び宿泊型自立訓練の利用者